

4章. 基本目標と施策展開

1. 基本目標と施策の構成

本計画では、基本理念の3つの視点に対応した3つの基本目標を定めます。

各基本目標では、基本施策を位置づけ、以下の構成で体系的に施策を整理します。

また、持続可能な社会づくりに寄与するため、平成27年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえ、基本施策別に位置づけています。

■施策の構成



基本目標 : 基本理念の3つの視点に応じた住宅政策の基本的な目標を示しています。

基本施策 : 基本目標別に基本的な施策の方針を示しています。

施策展開 : 基本施策を推進するための具体的な施策の柱を示しています。

施策の方向性 : 施策展開別に、具体的な施策の方向性を示しています。

具体的な取組 : 施策展開別に、具体的に取り組む施策を示しています。

成果指標 : 目標達成をフォローアップするため、進捗状況を把握する指標と目標値を示しています。

観測指標 : 計画の進捗状況に関連が深い指標を示しています。目標値は設定していません。

■「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げる持続可能な開発目標（SDGs）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4章. 基本目標と施策展開

2. 基本目標と施策体系

基本目標

1

誰もが安心して暮らせる 住まいの確保と居住支援の充実

本格的な人口減少・少子高齢社会が進行する中で、長期的視点に立った住宅政策が求められます。また、住まいに困っている世帯やニーズが多様化していることから、多様な主体と連携して住まいの確保に取り組み、世帯の状況やライフスタイル等に応じて誰もが安心して暮らせる居住の安定確保を目指します。

2

世代をこえて引き継がれる良質な住宅 ストックの形成と既存住宅流通の活性化

新型コロナウイルス感染症の流行を機に、住生活にも変化が生じています。また、「ゼロカーボンシティかごしま*」の実現に向けた省エネ化や長寿命化、空き家やマンション等の既存ストックの適正管理・活用が一層求められることから、快適に住み続けられる住宅の質の向上に取り組み、良質な住宅ストックの形成と既存住宅流通の活性化を目指します。

3

地域でともに支え合い、安心して暮らせる 住環境の実現と持続可能なまちづくり

近年、自然災害が頻発、激甚化し、住まいや住環境の安心・安全確保に向けた取組が一層求められています。さらに、少子高齢化に伴い、地域の支え合いの重要性も高まっていることから、自然災害に強く快適に生活できる住環境の整備や地域活動の活性化に取り組み、安心して暮らせる住環境の実現と持続可能なまちづくりを目指します。

基本施策

基本施策1

子育てしやすい住まいと 住環境の確保

基本施策2

高齢者等が安心して 暮らせる住まいと 住環境の確保

基本施策3

住宅確保要配慮者の 居住の安定確保

基本施策1

良質な住まいづくりによる 暮らしの質の向上や 多様なニーズへの対応

基本施策2

脱炭素社会に向けた 住まい・暮らしの 省エネ等対策の推進

基本施策3

既存住宅ストックが 適切に管理・活用される 環境づくり

基本施策1

激甚化する 災害への備えの充実

基本施策2

快適に生活できる 住環境の維持・向上

基本施策3

まちづくりを担う 地域コミュニティや 住宅関連産業の活性化

基本施策

未来の鹿児島市を担う子どもが豊かな住生活を送れるよう、子どもを産み育てやすい住まい・住環境の確保を図ります。

施策展開

- (1) 子育てしやすい良質な住まいの確保
- (2) 地域全体で子どもを育む住環境の形成

高齢者等が住み慣れた地域で自分らしく生活することができるよう、バリアフリー化や生活支援など、安心して過ごせる住まい・住環境の確保を図ります。

低額所得者など、多様化する住宅確保要配慮者*が安心して住まいを確保できるよう、市営住宅と民間賃貸住宅が連携して居住支援の充実を図ります。

新築・既存を問わず、長い期間、快適に住み続けられるよう住まいの質の向上とともに、住まいに関する学びの機会の充実を図ります。

新築住宅、既存住宅のそれぞれについて、環境と健康にやさしい省エネルギー性能の高い住宅の普及・促進を図ります。

既存住宅が長く大切に活用される環境をつくるとともに、空き家の適正管理・活用・除却の促進、マンション管理の適正化を図ります。

住まい・住宅地の安全性の向上、防災意識の啓発に取り組むとともに、災害危険性が高いエリアでの住宅の立地抑制、移転の促進を図ります。

医療・福祉・商業等の生活機能と公共交通ネットワークの利便性、生活道路の安全性の確保など住環境の維持・向上を図ります。

安心して住み続けることができる地域コミュニティの充実や、関係団体等と連携して住宅関連産業のさらなる活性化を図ります。

- (1) 高齢者等が健康で安心して暮らせる住まいの確保
- (2) 高齢者等の安心な暮らしを支える住環境の形成

- (1) 市営住宅を中心とした公的支援の充実
- (2) 住宅市場における重層的な住宅確保要配慮者支援の充実

- (1) 住まいの質の向上と適切な維持管理の促進
- (2) 良質な住まいに関する意識の醸成とニーズの実現に対する支援

- (1) 住まいにおける省エネ性能等の向上
- (2) 暮らしにおける環境配慮の普及啓発

- (1) 既存住宅流通の活性化や空き家の適正管理の促進
- (2) マンションの質の向上や適正管理の促進

- (1) 住宅地における災害対策の普及啓発
- (2) 地域や暮らしにおける災害の備えの充実

- (1) 地域特性を踏まえた持続可能なまちづくりの推進
- (2) 住生活を支える道路・交通等のインフラの充実

- (1) 活力ある地域コミュニティの充実や地域団体の活動支援
- (2) 住宅産業や住生活関連産業の技術力・サービス水準の向上

4章. 基本目標と施策展開

3. 施策展開

基本目標1. 誰もが安心して暮らせる住まいの確保と居住支援の充実

基本施策1. 子育てしやすい住まいと住環境の確保

(1) 子育てしやすい良質な住まいの確保

本市の合計特殊出生率*は令和2年時点で1.49であり、全国平均の1.33より高いものの、人口維持に必要な2.07を下回っています。子どもは本市の未来を担う宝であり、若い世代が仕事と子育てを両立でき、安心して子を産み、子育てすることができる住まいの確保が求められます。

施策の方向性

- 水回りや間取りの改修など、子育て世帯が求める水準の住宅を確保するために必要なリフォームの支援に取り組みます。
- 子育て世帯は、世帯人数や就学状況などに応じて住まいに求めるニーズが多種多様であり、初めて住宅を取得する世代もあります。住宅や住環境に関する知識を持ち、自身の状況に適した住まいを確保することができるよう、住まいの性能等に関する情報提供等に取り組みます。
- 子育て世帯が入居しやすい市営住宅を確保するため、子育てしやすい間取りや設備を備えた市営住宅の建替えや住戸改善に取り組みます。
- 自力で適正な水準の住宅が確保できない子育て世帯が住まいを確保できるよう、市営住宅への入居機会の拡大に取り組みます。

具体的な取組

- 子育て世帯の住宅リフォームに対する支援の充実
- 子育て世帯が住宅を取得しやすい環境づくり
- 市営住宅における子育て世帯向け住戸の確保
- 子育て世帯の市営住宅への入居機会の拡大

基本目標 1 誰もが安心して暮らせる 住まいの確保と居住支援の充実

目指す
主な
SDGs

3 すべての人に
健康と福祉を



11 住み続けられる
まちづくりを

17 パートナーシップで
目標を達成しよう

1章
住生活基本
計画
策定の趣旨

2章
住生活の現状と課題

3章
基本理念

4章
基本目標と施策展開

5章
地域別の施策の方向性

6章
計画の推進について

参考資料

(2) 地域全体で子どもを育む住環境の形成

地域の中で安心して子育てするには、住まいの確保だけでなく、地域全体で子どもの成長を支える環境づくりが求められます。そのため、子育て支援などのサービスの充実や子育て支援施設の整備など、いきいきと子どもを育むことができる環境整備が重要です。また、子育て世帯がニーズにあわせて移住、住替えしやすい環境づくりも求められます。

施策の方向性

- 子育て世帯が世帯状況の変化にあわせて、柔軟に住替えできるよう、住まいに関する情報提供などにより、住替えしやすい環境づくりに取り組みます。
- 家族において世代間で助け合いながら子育てできるよう、親と近居・同居する子育て世代を支援します。
- 市営住宅団地*の建替えや集約化の際に余剰地が発生する場合は、地域のニーズに応じた子育て支援施設の設置について、検討を行います。
- 子育て世帯の移住希望を叶えるため、移住希望者に対する情報提供や相談・受け入れ体制の充実、多様なニーズに対応した支援制度の整備を図り、本市への円滑な移住を促進します。

具体的な取組

- 子育て世帯が住替えしやすい環境づくり
- 三世代同居・近居がしやすい環境づくり
- 市営住宅団地における子育て支援施設設置の検討
- 情報提供や相談・受け入れ体制の確保による子育て世帯の移住支援の充実

成果指標

指標	現況値	目標値
子育て世帯の誘導居住面積水準*達成率	35.3% (平成 30 年)	50.0% (令和 15 年)

4章. 基本目標と施策展開

基本目標1. 誰もが安心して暮らせる住まいの確保と居住支援の充実

基本施策2. 高齢者等が安心して暮らせる住まいと住環境の確保

(1) 高齢者等が健康で安心して暮らせる住まいの確保

身体機能や認知機能が低下した場合でも、高齢者や障害者が安心・安全に生活することができるよう、バリアフリーに配慮された住宅の確保が求められます。今後はさらなる高齢化の進行も予測されており、新築住宅だけでなく、既存住宅も含めた住宅ストック全体で高齢者等が安全に生活できる住宅確保が求められます。

施策の方向性

- 室内のバリアフリー化、室内の急激な温度変化によるヒートショックを防ぐ断熱性の向上など、高齢者等の安全と健康を支える住宅リフォームについて、情報提供による啓発や支援の充実に取り組みます。
- 介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅*等について情報提供等を行い、供給・登録の促進及びサービスの質の向上に取り組みます。
- 高齢者等が安心・安全に生活できる市営住宅を確保するため、バリアフリーなど高齢者等の生活に必要な機能を備えた市営住宅の建替えや住戸改善に取り組みます。
- 高齢者等が自身の身体機能に応じて、必要なリフォームを実施したり、必要な機能を備えた住まいを選択・住替えすることができるよう、住まいの性能等に関する情報提供や相談体制の充実に取り組みます。
- 障害者の在宅生活をより暮らしやすくするため、住宅改造の支援や日常生活用具の給付に取り組みます。

具体的な取組

- 高齢者等の住宅リフォームに対する支援の充実
- 手すりの設置など高齢者等のバリアフリー対策の支援
- サービス付き高齢者向け住宅等の情報提供及び供給促進
- 市営住宅における高齢者、障害者向け住戸の確保
- バリアフリー等に配慮した住まいに関する情報提供等の充実
- 住宅改造の支援や日常生活用具の給付による障害者の在宅生活支援の充実



(2) 高齢者等の安心な暮らしを支える住環境の形成

高齢者等が住み慣れた地域で安心して住み続けるためには、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム*の深化・推進が求められます。高齢者や障害者等の暮らしの安心を支えるため、医療・介護サービスや生活支援サービスの充実、利用しやすい環境づくりが必要です。

施策の方向性

- 高齢者等が身体能力の変化等に応じて、柔軟に住替えできるよう、高齢者向けの住まいに関する情報提供など、住替えしやすい環境づくりに取り組みます。
- 家族において世代間で助け合いながら生活できるよう、子世帯との近居・同居を支援します。
- 市営住宅団地の建替えや集約化の際に余剰地が発生する場合は、地域のニーズに応じた高齢者福祉施設等の設置について、検討を行います。
- 高齢者の生活相談や生活支援、介護予防、保健福祉の増進を包括的に支援できるよう、地域包括支援センター*の機能強化に取り組みます。
- 生活に不安を抱える高齢者等の生活支援に取り組むため、見守りや家庭ごみ収集などの支援の充実を図ります。
- 高齢者や家族の安心を支え、孤独死等の未然防止のため、IoT*技術等を活用した高齢者や障害者の見守りサービス（緊急通報システムなど）の普及啓発や活用支援に取り組みます。

具体的な取組

- 高齢者等が住替えしやすい環境づくり
- 三世代同居・近居がしやすい環境づくり【再掲】
- 市営住宅団地における福祉施設や生活支援施設設置の検討
- 地域包括支援センターにおける相談支援体制の充実
- 見守り等の高齢者等への生活支援の充実
- IoT技術等を活用した見守りサービス（緊急通報システムなど）の普及啓発

成果指標

指標	現況値	目標値
高齢者の居住する住宅のうち、高齢者等のための設備※設置率 ※手すりやまたぎやすい高さの浴槽などいずれか1カ所以上	60.2% (平成30年)	65.9% (令和15年)

4章. 基本目標と施策展開

基本目標1. 誰もが安心して暮らせる住まいの確保と居住支援の充実

基本施策3. 住宅確保要配慮者の居住の安定確保

(1) 市営住宅を中心とした公的支援の充実

住宅確保要配慮者は、住宅市場において自力では適正な水準の住まいを確保しにくい状況にあり、こうした住宅確保要配慮者をはじめとした、誰もが安心して暮らせる住まいの確保を支援する取組が求められます。特に公営住宅は、住宅セーフティネットの中心的な役割を担うことから、市営住宅をはじめとした公的支援の充実が重要です。

施策の方向性

- 市営住宅の定期的な点検、予防保全的な修繕、長寿命化により、市営住宅の適切な維持管理に取り組みます。さらに、高齢者や障害者、子育て世帯が安心して住み続けられるよう、バリアフリー化や子育てしやすい間取りに配慮した住宅の供給、シルバーハウジング*における生活援助員派遣の利用支援などに取り組みます。
- 市営住宅において、障害者世帯、ひとり親世帯、多子世帯等向けの住宅を確保するほか、住まいの確保等に関する相談体制の充実に取り組みます。
- 多様化する住宅確保要配慮者の支援のため、福祉施策である生活困窮者支援、LGBTQ*等の多様性に対する理解を深めるための人権啓発など、庁内関連部署と連携した取組を推進します。

具体的な取組

- 市営住宅の適正な維持管理の推進
- 生活援助員派遣事業の利用支援
- 生活困窮者に対する相談体制や住宅確保の支援の充実
- 障害者世帯、ひとり親世帯、多子世带等向けの住宅の確保
- 障害者の住宅確保等に関する相談体制の充実
- 人権啓発や多文化共生の取組による多様性が尊重される社会の推進

【参考】住宅確保要配慮者の範囲

住宅セーフティネット法で定める者	①低額所得者 ②被災者(発災後3年以内) ③高齢者 ④身体障害者・知的障害者・精神障害者・その他の障害者 ⑤子ども(高校生相当以下)を養育している者
国土交通省令で定める者	①外国人 ②中国残留邦人 ③児童虐待を受けた者 ④ハンセン病療養所入所者 ⑤DV被害者 ⑥北朝鮮拉致被害者 ⑦犯罪被害者 ⑧更生保護対象者 ⑨生活困窮者 ⑩大規模災害の被災者(発災後3年以上経過) ⑪都道府県や市区町村が供給計画において定める者
国土交通省令に基づき鹿児島県が定める者	①妊婦のいる世帯 ②海外からの引き揚げ者 ③新婚世帯(配偶者を得て5年以内の世帯) ④原子爆弾被爆者 ⑤戦傷病者 ⑥児童養護施設等退所者 ⑦LGBTQ ⑧UJIターンによる転入者 ⑨住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者

基本目標 1 誰もが安心して暮らせる 住まいの確保と居住支援の充実



(2) 住宅市場における重層的な住宅確保要配慮者支援の充実

家賃の支払い能力や入居後のトラブル等に対する不安により貸主から入居を敬遠される方、経済的理由で家を失う方など、住宅の確保に配慮が必要な方が多様化しています。住宅確保要配慮者がニーズに応じた住まいを確保し、安心して生活できるためには、公営住宅のみでなく、民間賃貸住宅を活用した重層的かつ柔軟なセーフティネットの充実が重要であり、住宅確保要配慮者の入居支援とともに、入居後の見守りなどの居住支援まで含めた、継続的な支援体制の充実が求められます。

施策の方向性

- 住宅確保要配慮者が入居しやすい住まいの充実を図るため、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅であるセーフティネット住宅*の登録制度について、不動産事業者や民間賃貸住宅の貸主に対して、制度の内容や補助等に関する情報提供により、登録の促進を図ります。また、円滑に住まいを確保できるよう、住まい探し等の入居支援を行う居住支援法人*の取組を促進します。
- 住宅確保要配慮者の入居後の家賃の支払いやトラブル等の不安を軽減できるよう、連帯保証人や家賃滞納、残置物処理、生活相談といった貸主の不安を軽減するための居住支援サービスの普及や、関係団体等と連携して居住支援サービスを利用しやすい環境づくりに取り組みます。
- セーフティネット住宅や入居支援、居住支援サービスを効果的に活用できるようにするためには、住宅確保要配慮者の入居から居住に至るまで、円滑な支援体制の充実が求められており、不動産事業者と福祉事業者が連携した切れ目のない支援体制が必要です。そのため、府内の住宅・福祉関連部署、居住支援法人、民間の不動産、福祉事業者が居住支援に関する現状や課題を共有するとともに、連携して居住支援を行うため、居住支援協議会*の設立に向けた取組を進めます。

具体的な取組

- 住宅確保要配慮者向けのセーフティネット住宅の登録促進
- 入居支援や入居後の生活支援等に関する相談体制の充実
- 居住支援協議会の設立に向けた取組及び住宅確保要配慮者に対する居住支援の充実

成果指標

指標	現況値	目標値
セーフティネット住宅の登録戸数	2,724 戸 (令和5年)	4,000 戸 (令和15年)

4章. 基本目標と施策展開

基本目標2. 世代をこえて引き継がれる良質な住宅ストックの形成と既存住宅流通の活性化

基本施策1. 良質な住まいづくりによる暮らしの質の向上や多様なニーズへの対応

(1) 住まいの質の向上と適切な維持管理の促進

住み慣れた住まいを長く快適に住み続けるためには、安全な住宅の構造、快適な温熱環境、維持管理・更新のしやすさ、住宅の長寿命化などに配慮した住まいづくりを行うとともに、ライフスタイルに応じて住まいに手を加え、住宅の品質や水準を適切に維持・向上することが求められます。また、住宅を長く大切に活用するためには、適切に維持管理するとともに、図面や修繕等の履歴情報を整理しておくことも重要です。

施策の方向性

- 構造や設備について長期にわたり良好な状態で使用するための措置を講じた住宅である「長期優良住宅*」について情報提供を行い、制度利用の普及を促進します。同様に、低炭素・循環型社会に対する理解を深め、持続可能なまちづくりを推進するため、「低炭素住宅*」の周知に取り組みます。
- 新築住宅や既存住宅の品質を確保し、住宅選択の判断材料として活用されるよう、「住宅性能表示制度*」の利用を促進します。また、新築住宅における住宅の品質を確保するため「住宅瑕疵担保責任保険*」の普及啓発に取り組みます。
- 居住者の年齢やライフスタイル、吹付アスベスト*等の使用など住宅の状況にあわせて住まいを改善できるよう、リフォームの方法や事業者に関する情報提供、助成制度の実施などにより、住宅リフォームの促進に取り組みます。また、住宅の付加価値を向上させるリノベーション*について、身近に感じられるような事例の情報提供などにより、普及啓発に取り組みます。
- 戸建住宅、共同住宅等の所有者が適切に住宅の維持管理ができるよう、維持管理の方法に関する情報提供、図面や改修工事等の記録（住宅履歴情報）の保管に関する普及啓発に取り組みます。

具体的な取組

- 長期優良住宅・低炭素建築物の認定に関する情報提供の充実
- 住宅性能表示制度や住宅瑕疵担保責任保険に関する情報提供の充実
- 住宅を長く使用するためのリフォームの支援
- 吹付けアスベスト等の調査、除去への支援
- 手すりの設置など高齢者等のバリアフリー対策の支援【再掲】
- リフォーム・リノベーションの普及啓発
- 住宅の維持管理や図面等の記録の保管に関する情報提供及び普及啓発

目指す
主な
SDGs

(2) 良質な住まいに関する意識の醸成とニーズの実現に対する支援

住まいの質を高めるためには、市民が住宅の性能や住まい方等に関する正しい知識を持ち、住生活のニーズの実現に向けて主体的に考える力を身に付けることが求められます。あわせて、新型コロナウイルス感染症の流行を機に、在宅ワークなど新たな生活様式が注目され、価値観やライフスタイル、住まいや暮らしのニーズが多様化していることから、ニーズに応じた住宅確保への支援も重要です。

また、本市の都心部と自然環境が身近にある魅力を生かした移住希望者への支援の充実、シェアハウスや二地域居住など多様なニーズを実現できる環境づくりが求められます。

施策の方向性

- 住宅の性能や住まい方、建設・売買・維持管理・解体などの知識が得られる情報提供や学びの機会の充実に取り組みます。また、最新の法改正や支援制度などを多くの人が知ることができるよう、事業者との連携も含め、多様な手段で情報発信を行います。
- 入居後に判明した瑕疵や退去時の原状回復など、売買・賃貸におけるトラブルになりやすい事項について、情報提供を行うとともに、関係団体等と連携して専門家に相談できる体制を確保し、消費者保護の充実に取り組みます。
- 住まいにおけるテレワークやオンライン授業、宅配ボックスの設置など、新たな生活様式のニーズに対応するためのリフォーム、世帯人数の変化やバリアフリー対応などライフスタイルに応じたリフォームに対する支援を行います。
- 子育て世帯や高齢者など世帯の状況に応じた居住ニーズ、シェアハウス*や二地域居住*など多様な住まいのニーズなどに対応できるよう、住替えに関する情報提供や相談体制の充実などにより、住替えしやすい環境づくりに取り組みます。
- 移住希望者に対する情報提供や相談・受け入れ体制の充実、多様なニーズに対応した支援制度の整備・拡充を図り、円滑な移住を促進します。

具体的な取組

- 住宅の性能や住まい方、関連制度などに関する情報提供・学びの機会の充実
- 関係団体等と連携したトラブル等に関する情報提供や相談体制の充実
- テレワーク等に対応したリフォーム支援
- リフォーム時の宅配ボックスの設置支援
- 子育て世帯が住替えしやすい環境づくり【再掲】
- 高齢者等が住替えしやすい環境づくり【再掲】
- 移住に関する情報提供、相談・受け入れ体制、支援制度の充実

成果指標

指標	現況値	目標値
新築住宅における認定長期優良住宅の割合	10.5% (令和4年)	13.9% (令和15年)

4章. 基本目標と施策展開

基本目標2. 世代をこえて引き継がれる良質な住宅ストックの形成と既存住宅流通の活性化

基本施策2. 脱炭素社会に向けた住まい・暮らしの省エネ等対策の推進

(1) 住まいにおける省エネ性能等の向上

地球温暖化や気候変動への対策は世界的な課題であり、本市においても、令和32年までに「ゼロカーボンシティかごしま」を実現するため、さまざまな取組を推進しています。生活の大半を占める住宅は地球温暖化等に与える影響も大きいことから、住まいにおける省エネなどの取組の普及が重要です。

施策の方向性

- 令和7年の省エネ基準*の適合義務化に向け、市民や事業者への建築物省エネ法*の情報提供により、建築物省エネ法に基づく新築住宅の認定の啓発に取り組みます。さらに、国では『2030年以降は新築される住宅はZEH*水準の省エネルギー性能の確保を目指す』としており、ZEHの省エネ効果や暮らしに対するメリットなどの情報提供により普及啓発に取り組みます。
- 日射熱や自然光、通風といった自然エネルギーを活用し、できるだけ機械設備に頼らない、気候や風土に適応したエコで快適な住まいづくりについて、情報提供による普及啓発に取り組みます。
- 既存住宅における省エネ化の取組も重要であることから、二重サッシの設置や外壁の断熱化など、情報提供や助成により、既存住宅における省エネリフォームや省エネ性能の高い設備機器導入の支援に取り組みます。
- 二酸化炭素排出量の削減に再生可能エネルギーの活用が効果的であることから、太陽光発電システムの普及を促進します。あわせて、災害時に非常用電源となり得る蓄電池や電気自動車の電力を住宅でも使用できるV2H*の普及啓発に取り組みます。
- 木材の多用は、二酸化炭素の貯蔵効果が期待されることから、市営住宅などの公共建築物で木材利用を推進するとともに、リサイクル・リユースが可能な木材であるCLT*の活用など先導的な取組を研究します。また、民間住宅における木材利用の啓発のため、事業者や市民向けに木造住宅事例等の情報提供を行います。

具体的な取組

- 建築物省エネ法に基づく基準適合の認定取得の周知及び利用促進
- ZEHや住まいにおける環境配慮に関する情報提供の充実
- 住宅の省エネ化に伴うリフォームに対する支援の充実
- 太陽光発電システムやV2Hなど環境に優しく災害に強い取組の普及促進
- 市営住宅の建替えにおける省エネ化の推進及びCLT等活用の研究
- 事業者や市民への情報提供等による木材利用の普及啓発

基本目標 2 世代をこえて引き継がれる良質な住宅 ストックの形成と既存住宅流通の活性化

目指す
主な
SDGs



(2) 暮らしにおける環境配慮の普及啓発

「ゼロカーボンシティかごしま」の実現を推進するためには、多くの市民や事業者が地球温暖化に関する理解を深め、自らの課題として積極的に行動することが求められます。特に一日の大半を過ごす住まいやライフスタイルによる影響も大きいことから、住宅の省エネ性能を向上するとともに、環境に配慮した暮らしの普及が求められます。

また、地球環境に優しい住まいや暮らしは、室内の温熱環境を向上するなど、生活する人の快適さや健康にも良い影響が期待されることから、市民の暮らしの改善の視点から、取組の周知・啓発が求められます。

施策の方向性

- 環境に優しい住宅や環境に配慮した暮らしに対する関心を深め、正しい知識を身に付けることができるよう、省エネ等の方法や効果・メリット、地球環境に対する影響などに関する情報提供の充実に取り組みます。また、より多くの市民が主体的に省エネ行動に取り組むができるよう、楽しみながら環境にやさしいライフスタイルに挑戦できるような取組を推進します。
- 住まいの断熱性能の向上は、熱中症やヒートショックなどの健康被害のリスク低減に寄与することから、住まいと健康に関する情報提供の充実に取り組みます。
- 環境にやさしい暮らしの実現のため、個人住宅への雨水貯留施設等の設置や生ごみ処理機による資源循環利用などの普及啓発に取り組みます。

具体的な取組

- 住まいにおける環境にやさしい取組に関する情報提供の充実
- 熱中症・ヒートショック予防の普及啓発
- 雨水の有効活用など環境にやさしい取組の普及啓発

成果指標

指標	現況値	目標値
省エネルギー対策※を講じた住宅比率 ※全部又は一部の窓に二重サッシ又は複層ガラスを使用している	18.5% (平成30年)	35.9% (令和15年)

4章. 基本目標と施策展開

基本目標2. 世代をこえて引き継がれる良質な住宅ストックの形成と既存住宅流通の活性化

基本施策3. 既存住宅ストックが適切に管理・活用される環境づくり

(1) 既存住宅流通の活性化や空き家の適正管理の促進

日本の既存住宅流通量は、全住宅流通量の14.5%(平成30年)と、欧米に比べて非常に少なくなっています。空き家の増加を抑えるためにも、既存住宅の適切な活用が求められます。

一方で、既存住宅は新築住宅に比べ、価格や品質に対する不安も大きいことから、安心して既存住宅を取得しやすい環境づくりが重要です。

また、住宅が空き家となってしまった場合は、周辺の住環境を阻害しないよう、適切に管理・活用・除却することが求められますが、複雑な権利関係が原因で管理・活用が停滞することも多く、所有者への積極的な情報提供による適正管理や相続登記等の啓発が重要です。

施策の方向性

- 空き家の適正管理や活用に関する情報提供の充実に取り組みます。特に、空き家化する前から権利関係の整理や適正管理等に関する啓発を行うことが重要であり、高齢者等に対するプッシュ型の情報提供により、住まいの終活の普及啓発に取り組みます。
- 空き家バンク*による物件情報の提供を通じて、空き家の流通や活用促進に取り組みます。
- 住宅の改修、相続関係の整理など、空き家の管理・活用に関する専門的な課題が解決できるよう、空家活用アドバイザーなど相談体制の充実を図ります。
- 周辺に悪影響を与える危険な空き家については、除却に関する相談体制の確保や情報提供を行い、必要に応じて、法律に基づく助言、指導、勧告等の措置を行います。
- 既存住宅の性能に対する安心を支えるため、既存住宅の状態を調査する「インスペクション」や「住宅性能表示制度」、一定の品質が確保され、履歴情報が開示された「安心R住宅*」などの情報提供や普及啓発に取り組みます。
- 既存住宅流通の促進に向けて、不動産事業者や工務店等が連携できる環境をつくるため、既存住宅取引に関する制度やリフォーム技術等の業種を横断した講習等に取り組みます。また、既存住宅市場に関する課題の共有や連携した取組を促進するため、関連事業者による意見交換ができる場づくりに取り組みます。
- 既存住宅の瑕疵に対する不安を軽減するため、「既存住宅売買瑕疵保険*」やトラブルが生じた場合の「住宅紛争処理制度*」などの情報提供や普及啓発に取り組みます。

具体的な取組

- 空き家の適正管理・活用に関する情報提供や住まいの終活の普及啓発
- 空き家バンクの運用による空き家の流通や活用促進
- 空き家の管理・活用・除却に対する相談体制の充実
- 周辺に悪影響を与える危険な空き家の除却の推進
- インスペクションの普及や事業者連携など安心して既存住宅を取得できる環境づくり
- 既存住宅売買瑕疵保険や住宅紛争処理制度の普及啓発

基本目標 2 世代をこえて引き継がれる良質な住宅 ストックの形成と既存住宅流通の活性化

目指す
主な
SDGs



(2) マンションの質の向上や適正管理の促進

平成 30 年時点で築 40 年以上の高経年マンションが約 4,300 戸あり、今後はさらに増加する見込みです。快適に生活できる住環境や安全な周辺環境を維持するためには、計画的な維持管理、修繕を行うことが必要です。

一方で、マンションは、一つの建物を多くの人が区分して所有することから、共同生活や維持管理等に関する価値観の相違による意思決定の難しさ、複数用途の混在による権利関係の複雑さ、建物構造上の技術的判断の難しさなど、維持管理に当たり多くの課題があります。マンションの適正管理を促進するため、マンション管理組合への支援の充実が求められます。

施策の方向性

- 維持管理に課題を抱えるマンションを把握するため、継続的にマンション管理の実態把握に努めるとともに、鹿児島市マンション管理適正化指針*等の情報提供の充実と適正管理の啓発に取り組みます。
- 計画的な維持管理、修繕により、マンションの資産価値を維持できるよう、管理組合やマンション供給事業者等に対し、長期修繕計画*の策定に関する情報提供や啓発に取り組みます。また、マンション管理適正化法に基づき、適切な管理計画を定めた管理組合の管理計画を認定するとともに、管理が不適切な管理組合に対する助言、指導、勧告に取り組みます。
- 管理組合の運営や修繕・建替え、老朽マンションの耐震化など、管理組合等が抱えるさまざまな問題に対して、専門的な助言を行うため、関係団体と連携して専門家による相談体制を確保します。また、管理組合等からの申請に基づき、分譲マンションアドバイザー*の派遣に取り組みます。

具体的な取組

- 適正なマンション管理に関する情報提供の充実
- 長期修繕計画に基づく計画的なマンション管理の啓発
- マンション管理計画認定制度*の普及啓発
- 管理組合への助言、指導、勧告
- 専門家による相談体制の確保
- 分譲マンションアドバイザーによる管理組合の支援
- マンション建替円滑化法によるマンション再生の周知

成果指標

指標	現況値	目標値
持家のうち中古住宅として取得した住宅の割合	15.0% (平成 30 年)	18.5% (令和 15 年)

4章. 基本目標と施策展開

基本目標3. 地域でともに支え合い、安心して暮らせる住環境の実現と持続可能なまちづくり

基本施策1. 激甚化する災害への備えの充実

(1) 住宅地における災害対策の普及啓発

災害の被害を最小限に抑えるためには、住宅の耐震性や宅地の土砂災害に対する安全性など、災害に強い住宅・住環境の確保が求められます。また、平成13年に土砂災害防止法が施行され、土砂災害警戒区域*が示されるなど、災害リスクに関する情報が充実してきたことから、宅地の耐震化や安全な地域への住替え誘導など、災害リスクを踏まえた対策の充実が求められます。

施策の方向性

- 住宅の耐震性能の向上を図るため、耐震診断や耐震改修の支援、専門知識を持つ耐震アドバイザーの派遣、相談体制の整備、セミナー等による情報提供の充実等に取り組みます。（P81 参照：鹿児島市耐震改修促進計画）
- 住宅の新築については、災害ハザードマップ*の情報提供による災害リスクの周知に加え、建築確認申請時における法制度の確認により、災害リスクに応じた安全性等が十分に確保された住宅となるよう、建築物の規制の運用に取り組みます。
- 災害時の安全性や避難経路の確保のため、既存宅地内の倒壊のおそれがあるブロック塀について、耐震化や除去による安全性の確保を促進します。また、主要な市道の無電柱化に取り組みます。
- 災害ハザードマップにより、土砂災害警戒区域等のがけ崩れのリスクが高い場所の周知を行うとともに、条件に応じて、除却や移転等に関する費用の助成を行うことで、危険なエリアからの移転の促進を図ります。
- 大規模盛土造成地における滑動崩落による被害を防ぐため、宅地耐震化に関する調査を実施するなど、造成宅地の防災・減災対策に取り組みます。
- 急傾斜地の崩壊による土砂災害から市民の生命を保護するため、急傾斜地崩壊対策事業*など、土砂災害対策に取り組みます。
- 近年多発化、激甚化が懸念される豪雨、台風等に備えるため、計画的に公共下水道（雨水）の整備を推進し、住宅地の排水能力の向上や浸水リスクの低減を図ります。

具体的な取組

- 耐震改修促進計画に基づく住宅の耐震化の支援
- がけに近接する建築物などの規制の運用
- 民間ブロック塀の撤去に対する支援の充実
- 無電柱化の推進
- 土砂災害リスクが高いエリアにおける移転の促進
- 造成宅地の防災・減災対策の促進
- 急傾斜地の崩壊対策の推進
- 公共下水道（雨水）の整備による浸水対策の推進



(2) 地域や暮らしにおける災害の備えの充実

災害の被害を最小限に抑えるためには、住宅・宅地の安全性の向上だけでなく、日頃の生活における防災・減災に向けた市民一人ひとりの意識啓発とともに、災害の備えの充実が必要です。また、仮に災害が起きた場合に、災害直後の避難・安全確保から、被災者の応急的な住まいの確保、生活再建の支援に至るまで、切れ目のない支援体制を確保できる備えが求められます。

施策の方向性

- 市民一人ひとりが災害や防災に関する知識を持ち、災害への備えができるよう、防災ガイドマップ*や桜島火山ハザードマップ*等を活用した情報提供や避難意識の啓発等に取り組みます。
- 住宅火災の被害を抑制するため、住宅用火災警報器の設置、更新の周知に取り組むほか、火災発生時における初動対応力の向上を図ります。また、家具の転倒防止や窓ガラスの飛散防止、効果的な備蓄など、住まいにおける防災対策の情報提供の充実を図ります。
- 多くの居住者が共同で生活するマンションでは、エレベーターやライフラインの停止など、災害時にさまざまな問題が発生することが危惧され、住民相互の共助による災害対応が重要となることから、マンションにおける災害への備えや災害時の活動マニュアルの作成など、管理組合による防災対策の情報提供や普及啓発に取り組みます。
- 災害発生時は、市営住宅の目的外使用による応急的な住まいの確保や、応急仮設住宅の迅速な整備など、災害時の住まいを確保します。

具体的な取組

- 自然災害や桜島噴火のリスクに関する情報提供と啓発
- 火災予防広報による住宅防火対策の推進
- 住まいにおける防災対策の情報提供の充実
- マンション管理組合による防災対策の普及啓発
- 災害発生時における被災者の住まいの確保

成果指標

指標	現況値	目標値
耐震基準(昭和 56 年基準)が求める耐震性*を有しない住宅ストックの比率	7.7% (平成 30 年)	概ね解消 (令和 15 年)

4章. 基本目標と施策展開

基本目標3. 地域でともに支え合い、安心して暮らせる住環境の実現と持続可能なまちづくり

基本施策2. 快適に生活できる住環境の維持・向上

(1) 地域特性を踏まえた持続可能なまちづくりの推進

人口減少・少子高齢社会を背景として、市街地における誰もが生活利便施設や公共交通にアクセスでき、安心して快適に生活できる住環境を実現することができるよう、コンパクトシティの考えに基づく、さまざまな都市機能の誘導によるまちづくりが求められています。

また、中心市街地や住宅団地、桜島の自然環境など、地域特性を踏まえたまちづくりの推進とともに、本市の住生活に対する誇りと愛着を育むことができるよう、歴史的景観資源や豊かな自然環境等と調和した良好な街並み景観の形成が求められます。

施策の方向性

- 高齢者をはじめ多くの人が徒歩・自転車、公共交通機関により生活できる利便性の高い住環境を確保するため、居住や日常生活に必要な施設の誘導、公共交通ネットワークと連携を図り、コンパクトなまちづくりを推進します。(P82 参照：かごしまコンパクトなまちづくりプラン)
- 人口減少や高齢化の進んだ既存の住宅団地において、若年層などの居住を誘導することにより、多様な世代が暮らす活力ある団地を目指して、市民や事業者等との協働のもと、活性化に向けた取組を進めます。(P81 参照：かごしま団地みらい創造プラン)
- 中心市街地の活性化や密集した市街地の改善といった地域課題の解決に寄与する土地区画整理事業や再開発事業を推進し、安全・快適な住環境の形成を図ります。また、建築協定*や地区計画*など、良好な住環境の形成に寄与する制度の情報提供を行います。
- 魅力ある住宅地の景観を形成するため、良好な景観形成の誘導や市民・事業者による主体的な景観づくりの支援に取り組みます。(P83 参照：鹿児島市景観計画)
- うるおいと彩りあふれるまちづくりを推進するため、屋上・壁面緑化等による身近な緑化の促進や公園等の緑の適正な維持管理に取り組みます。(P84 参照：第二次鹿児島市まちと緑のハーモニープラン)

具体的な取組

- 居住や都市機能の誘導によるコンパクトなまちづくりの推進
- 生活を支えるサービスの充実や団地の魅力創出などによる住宅団地の活性化
- 土地区画整理事業や再開発事業による住環境の向上
- 建築協定、地区計画による良好な住環境の形成
- 景観計画に基づく景観の保全・向上
- 緑化の促進や公園等の適正な維持管理

目指す
主な
SDGs11 住み続けられる
まちづくりを17 パートナーシップで
目標を達成しよう

(2) 住生活を支える道路・交通等のインフラの充実

安心・安全で快適な住生活を支えるためには、道路・交通などのインフラの充実による生活利便性の向上、防犯灯や道路のバリアフリー化による安全性の向上が求められます。

また、自家用車に頼らなくても移動ができる利便性の高い交通ネットワークの形成が求められます。効率的な公共交通の維持に取り組むとともに、公共交通不便地等においては、個別のニーズに応じた交通サービスの充実が求められます。

施策の方向性

- 住環境を形成するインフラである道路について、狭い道路の拡幅や市道のバリアフリー化、防犯灯の設置、交通安全対策の推進等により、道路交通の安全を確保します。
- 地域の特性に応じた公共交通を確保し、地域の拠点間を結ぶ公共交通ネットワークを形成するとともに、公共交通不便地等では、コミュニティバスや乗合タクシー等の交通手段の確保を図るほか、AIオンデマンド交通*の実証実験を実施するなど、地域の実情にあわせた持続可能な交通手段の調査検討を行います。（P83 参照：第二次鹿児島市公共交通ビジョン）
- 遠距離通学対策、高齢者・障害者などの公共交通利便性の向上など、ニーズに応じた交通手段を確保できるよう、遠距離通学費補助、敬老バスや友愛バス交付などの支援に取り組みます。
- 水道利用の衛生環境を向上するため、直結式給水方式の利用促進に取り組むとともに、公共下水道への接続に関する助成を行います。
- 桜島の噴火による降灰発生後に道路交通の安全性を確保できるよう、道路降灰の除去体制の充実に取り組みます。

具体的な取組

- 狭い道路の拡幅や市道のバリアフリー化による安全性向上
- 町内会等における防犯灯の設置支援
- 生活道路における交通安全対策の充実
- 公共交通不便地等における交通手段の確保
- ICT*を活用した利用しやすい公共交通の推進
- 遠距離通学、高齢者・障害者などニーズに応じた交通利用者の支援
- 衛生的な上下水道の普及啓発
- 道路降灰の除去体制の充実

成果指標

指標	現況値	目標値
居住環境に関する総合満足度	76.1% (令和4年)	76.9% (令和15年)

4章. 基本目標と施策展開

基本目標3. 地域でともに支え合い、安心して暮らせる住環境の実現と持続可能なまちづくり

基本施策3. まちづくりを担う地域コミュニティや住宅関連産業の活性化

(1) 活力ある地域コミュニティの充実や地域団体の活動支援

近年の少子高齢化や核家族化、市民のライフスタイルや価値観の変化により、コミュニティ意識が希薄化しており、町内会の加入率の低下など、地域コミュニティ活動に参加する機会が減少しています。

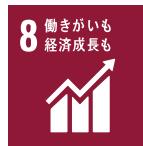
一方で、日々の暮らしの安心、安全、子育て、教育、介護、災害時の共助などの地域課題は多様化しています。住み慣れた地域において、社会的に孤立することなく安心して暮らしていくためには、身近な地域コミュニティでの日常的な支え合いが大切であり、行政による対応だけでなく、地域づくりの担い手である市民や地域コミュニティによる取組の必要性が高まっています。

施策の方向性

- 地域活動に参加するきっかけづくりのため、地域コミュニティ活動に関する情報提供や意識啓発に取り組みます。また、地域コミュニティ協議会や町内会など地域活動に取り組む団体の支援を行うとともに、担い手の育成を図ります。
- 地域活動の拠点づくりを支援するため、空き店舗や空き家を活用したサービス業等店舗・交流拠点等の確保に関する情報提供・支援の充実を図ります。また、市営住宅の建替えや集約化において、地域のニーズに応じたコミュニティ施設の設置を検討します。
- 地域共生社会の実現に向け、地域福祉を支える担い手の発掘・育成や地域の関係団体の連携・交流などにより、多様な主体が参画する福祉活動を推進します。(P84 参照: 第5期鹿児島市地域福祉計画)
- 家族において世代間で助け合いながら子育てできるよう、親と子世帯の近居や同居を支援し、世代間のバランスの取れた地域コミュニティの形成に取り組みます。

具体的な取組

- 地域コミュニティ協議会や町内会への支援による地域主体の活動の推進
- 中心市街地や団地核の空き店舗を活用したサービス業等店舗の出店支援
- 市営住宅におけるコミュニティ施設設置の検討
- 地域共生社会の実現に向けた地域の福祉活動の取組促進
- 三世代同居・近居がしやすい環境づくり【再掲】



(2) 住宅産業や住生活関連産業の技術力・サービス水準の向上

市民のニーズに応じた良質で長く住み続けられる住宅が普及するためには、住宅建設やリフォームなどの住宅産業に携わる事業者の技術力の向上が求められます。近年では、大工等の技術者の減少や高齢化が進行していることから、将来にわたり技術が継承されるよう、技術者育成が必要とされています。

さらに、インスペクションや空き家管理、見守りや生活支援といった住生活関連産業の裾野が広がっており、サービス水準の向上が求められます。

また、デジタル技術の活用により、生産性や効率性を高めるDX*の推進が加速しており、住宅産業においても効率的な建設や維持管理、サービス提供の充実が求められます。

施策の方向性

- 住宅産業に携わる事業者の技術力の向上のため、リフォームや省エネ等の技術向上の支援、建築物省エネ法や宅地建物取引業法の改正等の新たな制度の周知等に取り組みます。
- 住宅の維持管理、居住支援など幅広い住生活関連産業のサービス水準の向上のため、各分野における情報提供等に取り組みます。
- ドローン等の技術の活用による効率的な住宅検査手法、IoTを活用した見守りやホームセキュリティなど、DXに関する先端技術の情報提供により、住宅産業や住生活産業の生産性やサービス水準の向上を促進します。

具体的な取組

- 住宅産業に携わる事業者の技術力の向上
- 住生活関連産業のサービス水準の向上
- 先端技術の事例や活用方法などDXに関する情報提供の充実

成果指標

指標	現況値	目標値
近隣の人や地域コミュニティとの関わりに関する満足度	78.6% (令和4年)	80.3% (令和15年)

4章. 基本目標と施策展開

4. 成果指標、観測指標

目標達成をフォローアップするため、施策の進捗状況を把握する指標を設定します。目標値を定めて達成を目指す「成果指標」と、目標値を定めない「観測指標」を設定します。

(1) 成果指標

計画に位置づけた施策の達成状況を把握することができるよう、基本施策に応じた成果指標を設定し、計画期間における目標値を定めます。

基本目標 1 誰もが安心して暮らせる住まいの確保と居住支援の充実

基本施策	指標	現況値	目標値(R15)
1. 子育てしやすい住まいと住環境の確保	子育て世帯の誘導居住面積水準達成率	35.3% (平成 30 年)	50.0%
2. 高齢者等が安心して暮らせる住まいと住環境の確保	高齢者の居住する住宅のうち、高齢者等のための設備※設置率 ※手すりやまなざしやすい高さの浴槽などいずれか 1 力所以上	60.2% (平成 30 年)	65.9%
3. 住宅確保要配慮者の居住の安定確保	セーフティネット住宅の登録戸数	2,724 戸 (令和 5 年)	4,000 戸

基本目標 2 世代をこえて引き継がれる良質な住宅ストックの形成と既存住宅流通の活性化

基本施策	指標	現況値	目標値(R15)
1. 良質な住まいづくりによる暮らしの質の向上や多様なニーズへの対応	新築住宅における認定長期優良住宅の割合	10.5% (令和 4 年)	13.9%
2. 脱炭素社会に向けた住まい・暮らしの省エネ等対策の推進	省エネルギー対策※を講じた住宅比率 ※全部又は一部の窓に二重サッシ又は複層ガラスを使用している	18.5% (平成 30 年)	35.9%
3. 既存住宅ストックが適切に管理・活用される環境づくり	持家のうち中古住宅として取得した住宅の割合	15.0% (平成 30 年)	18.5%

基本目標 3 地域でともに支え合い、安心して暮らせる住環境の実現と持続可能なまちづくり

基本施策	指標	現況値	目標値(R15)
1. 激甚化する災害への備えの充実	耐震基準(昭和 56 年基準)が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率	7.7% (平成 30 年)	概ね解消
2. 快適に生活できる住環境の維持・向上	居住環境に関する総合満足度	76.1% (令和 4 年)	76.9%
3. まちづくりを担う地域コミュニティや住宅関連産業の活性化	近隣の人や地域コミュニティとの関わりに関する満足度	78.6% (令和 4 年)	80.3%

※目標値の達成状況は市で所管する情報のほか、直近の統計調査を用いて把握します。

(2) 観測指標

計画の進捗状況に関連が深く、継続的に把握することで施策の方向性等の検討に活用できるよう、観測指標を設定します。観測指標は目標値を設定していません。

基本目標1 誰もが安心して暮らせる住まいの確保と居住支援の充実

基本施策	指標	現況値
1. 子育てしやすい住まいと住環境の確保	子どもの遊び場、子育て支援サービスに関する不満率	27.6%(令和4年)
	市営住宅の子育て世帯の入居率	17.4%(令和5年)
2. 高齢者等が安心して暮らせる住まいと住環境の確保	高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	5.3%(令和5年)
	市営住宅におけるバリアフリー化住戸の割合	41.1%(令和5年)
3. 住宅確保要配慮者の居住の安定確保	居住支援法人の指定数	1法人(令和5年)
	市営住宅の募集戸数	524戸／年(平成30～令和4年)

基本目標2 世代をこえて引き継がれる良質な住宅ストックの形成と既存住宅流通の活性化

基本施策	指標	現況値
1. 良質な住まいづくりによる暮らしの質の向上や多様なニーズへの対応	転入者数・転出者数(5年間累計) ※鹿児島市近隣の9市を対象(指宿市、垂水市、薩摩川内市、日置市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、南九州市、姶良市)	転入 25,462人 転出 22,626人 (平成30年～令和4年)
	住宅に関する総合満足度	69.1%(令和4年)
2. 脱炭素社会に向けた住まい・暮らしの省エネ等対策の推進	住宅の断熱性に関する不満率	38.8%(令和4年)
	新設着工住宅に対する木造住宅の割合	46.0%(令和4年)
3. 既存住宅ストックが適切に管理・活用される環境づくり	居住目的のない空き家数	18,620戸(平成30年)
	30年以上の長期修繕計画に基づく必要額から修繕積立金を算出している管理組合の割合 ※現況値は「25年以上」の場合で把握	38.0%(令和4年)

基本目標3 地域とともに支え合い、安心して暮らせる住環境の実現と持続可能なまちづくり

基本施策	指標	現況値
1. 激甚化する災害への備えの充実	災害時の避難のしやすさに関する居住環境の不満率	30.4%(令和4年)
	かけ地近接等危険住宅移転事業の実施数(累計)	647件(令和4年)
2. 快適に生活できる住環境の維持・向上	住宅の防犯性に関する不満率	29.3%(令和4年)
	人口集中地区(DID)の人口密度	6,320人/km ² (令和2年)
3. まちづくりを担う地域コミュニティや住宅関連産業の活性化	町内会の加入率	52.0%(令和5年)
	大工就業者数	1,340人(令和2年)